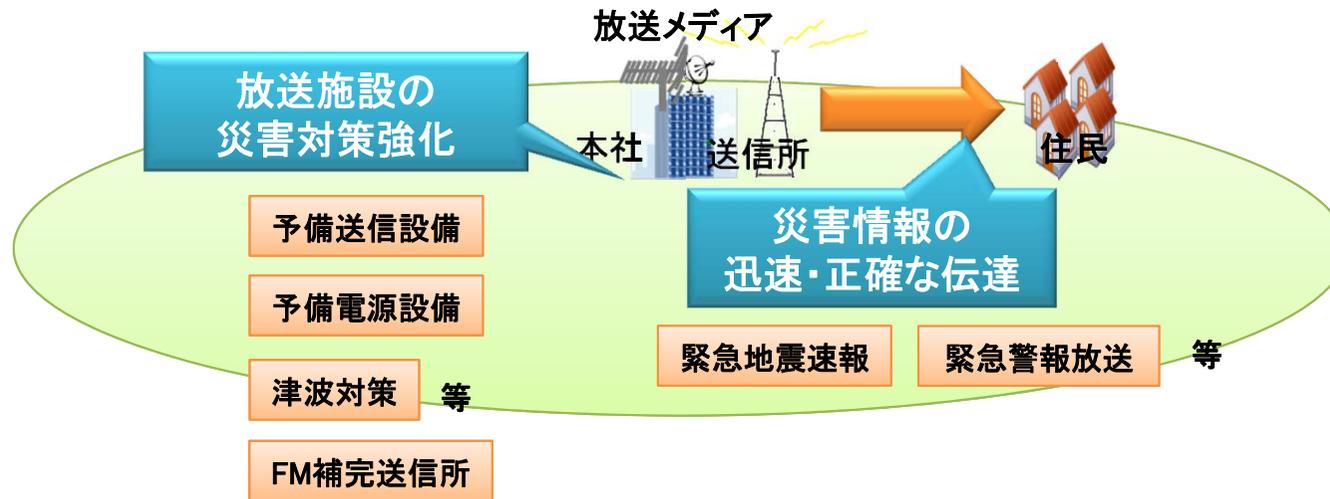


放送ネットワーク整備事業

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、予備放送設備、災害放送設備の整備を行う都道府県、市町村、3セク、民間放送事業者及び一般社団法人に対し、整備費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



予備放送設備、災害放送設備の整備を促進

- 補助対象 : 都道府県・市町村(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、3セク、民間放送事業者及び一般社団法人
- 補助率 : 都道府県・市町村の単独又は連携の場合: 1/2
・3セク、民間放送事業者又は一般社団法人の場合: 1/3
- 補助対象経費 : 予備放送設備(予備送信設備、予備電源設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、津波対策等設備等)
・FM補完送信所
・災害放送設備(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備等)

FM補完中継局の開設目的

- ・FM補完中継局は、難聴対策又は災害対策の必要性が認められる場合に限り開設できるものとする。
- ・「難聴」とは、「標準放送を行なう放送局の放送区域」に規定するAMラジオ放送の法定電界強度を満たさない地点、又は電気雑音の影響や外国波混信等によりAMラジオ放送の聴取が困難と判断される地点が継続的かつ地域的に存在すると考えられる状態を想定。

